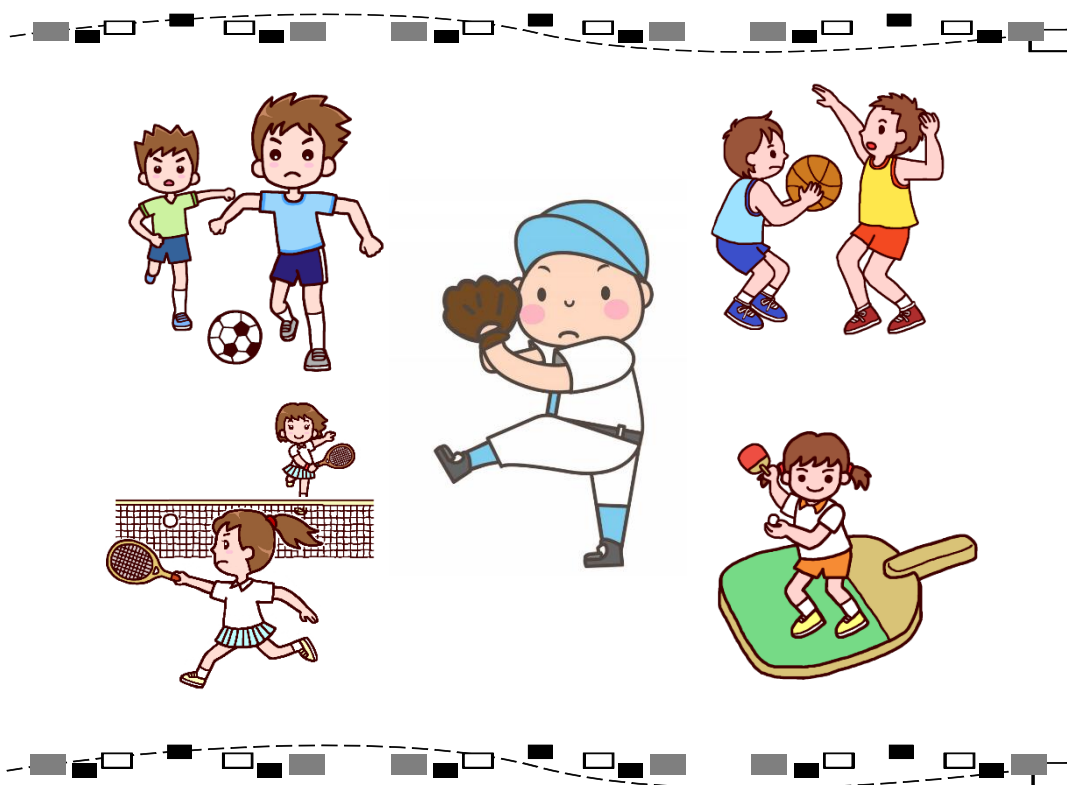




令和7年度 部活動保護者説明会



令和7年5月1日（木）

佐倉市立上志津中学校

部活動について

1 目的

- (1) 豊かな人間性の育成
- (2) 明るく充実した学校生活
- (3) 集団力の向上・自己実現に向けて前向きに努力する態度の育成
- (4) 生涯に渡ってスポーツや文化活動に親しむための基礎



2 部員数一覧

部活動	3年		2年		1年		計		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	総計
陸上	2	0	3	1	2	3	7	4	11
野球	5	1	10	0	13	1	28	2	30
サッカー	11	0	2	0	0	0	13	0	13
ソフトボール	0	5	0	9	0	6	0	20	20
男子バスケットボール	4	0	7	0	14	0	25	0	25
女子バスケットボール	0	4	0	4	0	0	0	8	8
卓球	8	0	6	0	3	0	17	0	17
女子バレー	0	7	0	5	0	6	0	18	18
剣道	2	4	5	4	2	5	9	13	22
女子ソフトテニス	0	7	0	7	0	11	0	25	25
科学	6	1	8	3	6	2	20	6	26
吹奏楽	0	9	4	11	3	7	7	27	34

3 活動について

(1) 活動日等について

- ①月曜日放課後&土日のどちらかは原則として休み。→ 部活動により休みは異なります。
- ②定期テスト4日前からテスト当日までは、原則部活動なし。

(2) 服装等について

- ①学校指定の体操服、ジャージ等
- ②各部活動で購入したもの(ウィンドブレーカーは登下校でも防寒着として使用可)
- ③各部活動で顧問の許可があったもの
- ④登校は制服(休日・下校時はジャージ可)

(3) 休日の部活動について

- ①登下校の服装はジャージ等活動時の服装でも可
- ②水分補給は水筒を使用する。ペットボトルは詰め替え用のみ可
- ③活動場所以外には入らない(校舎に忘れ物を取りに行く等も不可)

(4) 経費等について

- ・生徒会費から部費として予算が出ます。しかし、部活動には多くの費用がかかり、部費だけでは、賄えないのが現状です。

必要経費の例

- | | | |
|----------|------------|------------|
| ・用具の購入 | ・協会登録費 | ・大会参加(運営)費 |
| ・ユニフォーム代 | ・練習試合等の交通費 | ・他 |

＊部費だけでは足りず、各部活動ごとに集金をすることがありますのでご理解をお願いします。本で行われる各部活動ごとの保護者会で顧問から説明があります。

(5) 携帯電話の取り扱いについて（別紙参照）

(6) その他

- ①各部活動への入・退部は、生徒の意思と保護者の同意に基づいて行います。その際には、学級担任や顧問と話し合い、学級担任を通して入部・退部届けを顧問に提出します。
- ②部活動は顧問のボランティアで成り立つ生徒の自主的な活動となっています。職員の異動等により活動内容や活動時間が変更になる可能性があります。
- ③職員（顧問）の人数や生徒の人数等を考慮し、今後も適正運営（安全確保、大会参加など）ができるよう必要に応じて部活動の数を減らす可能性があります。
- ④本校は最終下校時刻を設けています（16：30）。ただし、大会等で練習時間を確保したい場合は延長練習や特別練習で対応する場合があります。

4 部活動の運営について

原則的に以下のガイドラインに沿って、運営していきます。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	H30. 3
「千葉県運動部活動のためのガイドライン」	H30. 6
「佐倉市立小中学校に係る部活動のガイドライン」	H31. 4 改訂版
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	H30.12
「上志津中学校 部活動基本方針」	R 5. 4

5 部活動地域移行・拠点校部活動について

部活動における携帯電話の扱いについて

若葉の候、保護者の皆様におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、本校の部活動へのご理解、ご協力につきましても併せて感謝申し上げます。

さて、部活動の学校外活動における携帯電話の扱いを全部活動で統一することになりましたのでお知らせ致します。

以下の通り、使用を希望する場合は当日顧問に携帯電話と一緒に許可証をご提示下さい。ご協力よろしくお願い致します。詳しい内容につきましては、部活動保護者会にて各顧問からも話がありますのでご確認ください。

-----キリトリ-----

携帯電話使用許可証

学校外での部活動において下記のいずれかのために
携帯電話の持参、使用の許可をお願いします。
それ以外の使用はしません。

用途① 保護者(顧問)への必要な連絡

用途② 公共交通機関の料金支払い

用途③ 目的地までのマップ機能

※持参、使用する場合は顧問にこの許可証と携帯を提示し、指示を受けてください。

※この許可証のない生徒の持参、使用は認めません。

令和 7 年 月 日

_____部

保護者氏名_____

年 組 生徒氏名_____

顧問氏名_____

佐倉市部活動地域移行リーフレット

令和7年4月

佐倉市教育委員会指導課

1 休日部活動地域移行の背景

全国的に少子化が進行する中、佐倉市においても生徒数は年々減少傾向にあり、種目によっては部員数減少に伴い活動の維持が困難になる状況がありました。こうした中、令和4年にスポーツ庁及び文化庁は、学校部活動についてのガイドラインを策定し、千葉県もこれに沿う形で学校部活動の地域移行の目標を示しました。佐倉市では令和5年度より、子供たちが将来にわたり継続的に活動でき、より専門的な指導を受けられる枠組みの構築を目指し、**部活動の休日活動の主体を地域に移行する取り組み**（部活動地域移行）を進めてきました。

2 令和7年度の部活動地域移行クラブ

令和6年度に市内各中学校でそれぞれ1つの部活動において休日活動が地域に移行され、合計11の「地域移行クラブ」が立ち上がりました。令和7年度も市内11の「地域移行クラブ」を維持していきます。クラブについては学校の実情（専門の顧問の配置状況など）に応じて設置されます。令和6年度から継続して運営していくクラブもあれば、令和7年度から新たに立ち上がるクラブもあります。令和7年度の地域移行クラブは以下のとおりです

【令和7年度の地域移行クラブ】

中学校名	部活動地域移行クラブ	中学校名	部活動地域移行クラブ
佐倉中学校	卓球	佐倉東中学校	女子ソフトテニス※
志津中学校	サッカー	臼井西中学校	女子バレーボール
上志津中学校	女子ソフトテニス※	西志津中学校	男子バレーボール※
南部中学校	女子バレーボール	臼井南中学校	男子バレーボール
臼井中学校	陸上競技	根郷中学校	女子バレーボール
井野中学校	サッカー	※全11クラブが活動中	

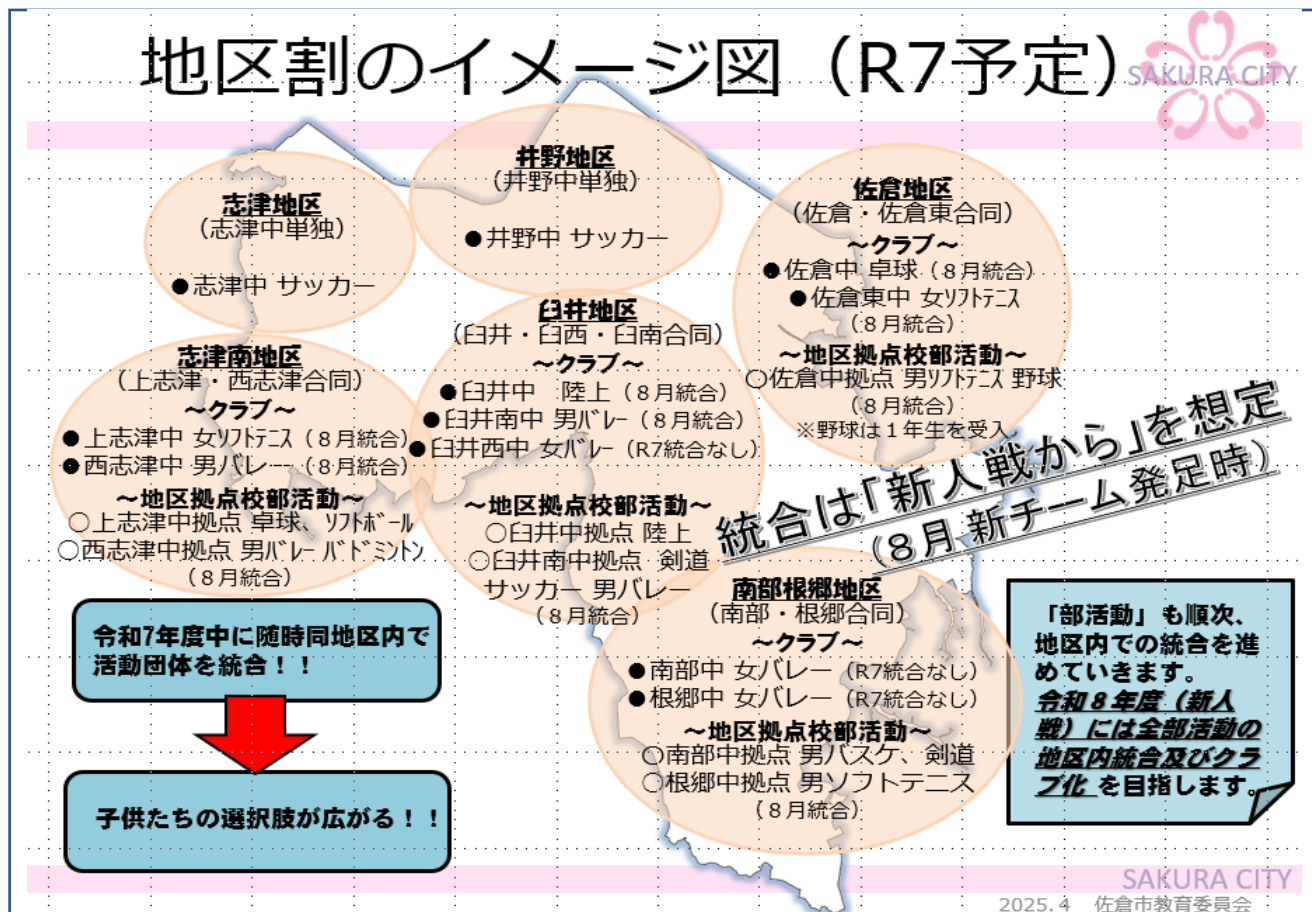
※アンダーラインは今年度新たに立ち上がったクラブ

各クラブには休日に地域の指導者が派遣され、練習や試合が行われています。平日は部活動としての活動になるので、顧問（教員）が練習をみています。地域の指導者と顧問は専用のツールにて連絡を取り合い、練習メニュー等について情報交換しています。

令和6年度は「地域移行クラブ」として活動していた団体で、令和7年度は「部活動」に戻り、休日活動を顧問（教員）が指導していく団体もあります。これは学校の顧問の配置状況や市の予算の事情によるもので、将来的にはすべての活動団体の休日活動を地域移行していく予定です。佐倉市では、**令和8年度中にすべての部活動において地域移行を展開**させ、持続可能な佐倉市地域移行クラブモデルを構築すべく、令和7年度から“独自の枠組み”を推奨し、活動団体の整理を進めていきます。次項ではその枠組みについて説明していきます。

3 佐倉市が目指す新たな枠組み ～地区割方式～

佐倉市では令和7年度から、市を6分割した地区による活動団体の統合・合併を進めていきます。これは子供たちの選択肢の拡大、活動団体の部員数の維持、指導者の確保、将来的に生じる受益者負担（時期は未定）の軽減に直接的につながる佐倉市独自の枠組みです。



地区内の統合は、各団体の参加人数やチーム事情を鑑み、「できるところから統合」していきます。統合についての判断は各学校となります。夏の総体（総合体育大会）前に統合することは適切ではないと考えていますが、参加人数が少ない団体はその限りではありません。一方、各競技専門部の大会規定によっては、統合後も学校ごとに大会エントリーをしなければならないケースが想定されます。しかしながら、統合して他校の生徒と一緒に練習をする機会は、競技力の向上につながったり、心身の成長のきっかけになったりすることも期待されます。ぜひ「前向きな統合」と捉えていただければと思います。

また、地域移行クラブだけでなく、部活動の積極的な統合についても各中学校に検討を依頼しています。これは令和8年度に全部活動をスムーズにクラブ化するための統合です。

4 令和8年度について

令和8年度の夏以降（新人戦）からは、同地区内においてすべての活動団体が統合・合併し、各地区10クラブ、市内合計60クラブ（想定）が開設されることを目標としています。受益者負担についてはその開始時期も含め、現在のところ未定ですが、可能な限り負担額が少なくなるように検討・議論を進めているところです。（令和7年度は公費負担となります。）

令和7年度 志津南地区(上志津中・西志津中) クラブ・地区部活動・地区拠点校開設部活動

志津南地区クラブ（上志津中学校・西志津中学校）

○女子ソフトテニスクラブ（上志津中学校）

○男子バレーボールクラブ（西志津中学校）

令和7年度は、以上の2つの部活動で志津南地区クラブを実施します。両クラブ共に総合体育大会終了後から、両校の生徒が加入できます。ただし、1年生については、4月から加入することができます。

詳細につきましては、在籍校にご確認願います。

志津南地区部活動

上志津中学校と西志津中学校とで、複数の部活動が統合して実施することを予定しています。4月以降に両校で調整する予定です。

志津南地区拠点校部活動

上志津中学校拠点

※上志津中の部活動に西志津中の生徒が加入できます

○卓球部

○ソフトボール部

西志津中学校拠点

※西志津中の部活動に上志津中の生徒が加入できます

○男子バレーボール部

○バドミントン部

令和7年度は、以上の4つの部活動で志津南地区拠点校部活動を実施します。総合体育大会終了後から、加入することができます。ただし、1年生については4月から加入することができます。

地区拠点校部活動参加方法・手続き

参加を希望する場合は、「佐倉市立中学校 拠点校部活動要項」の内容を認し、「様式1」「参加申込書・保護者同意書」に必要事項を記入し、在籍校の校長にお申込みください。参加の可否、活動開始日については、在籍校よりご連絡します。

参加に当たっての留意事項などについても、拠点校部活動要項にてご確認ください。